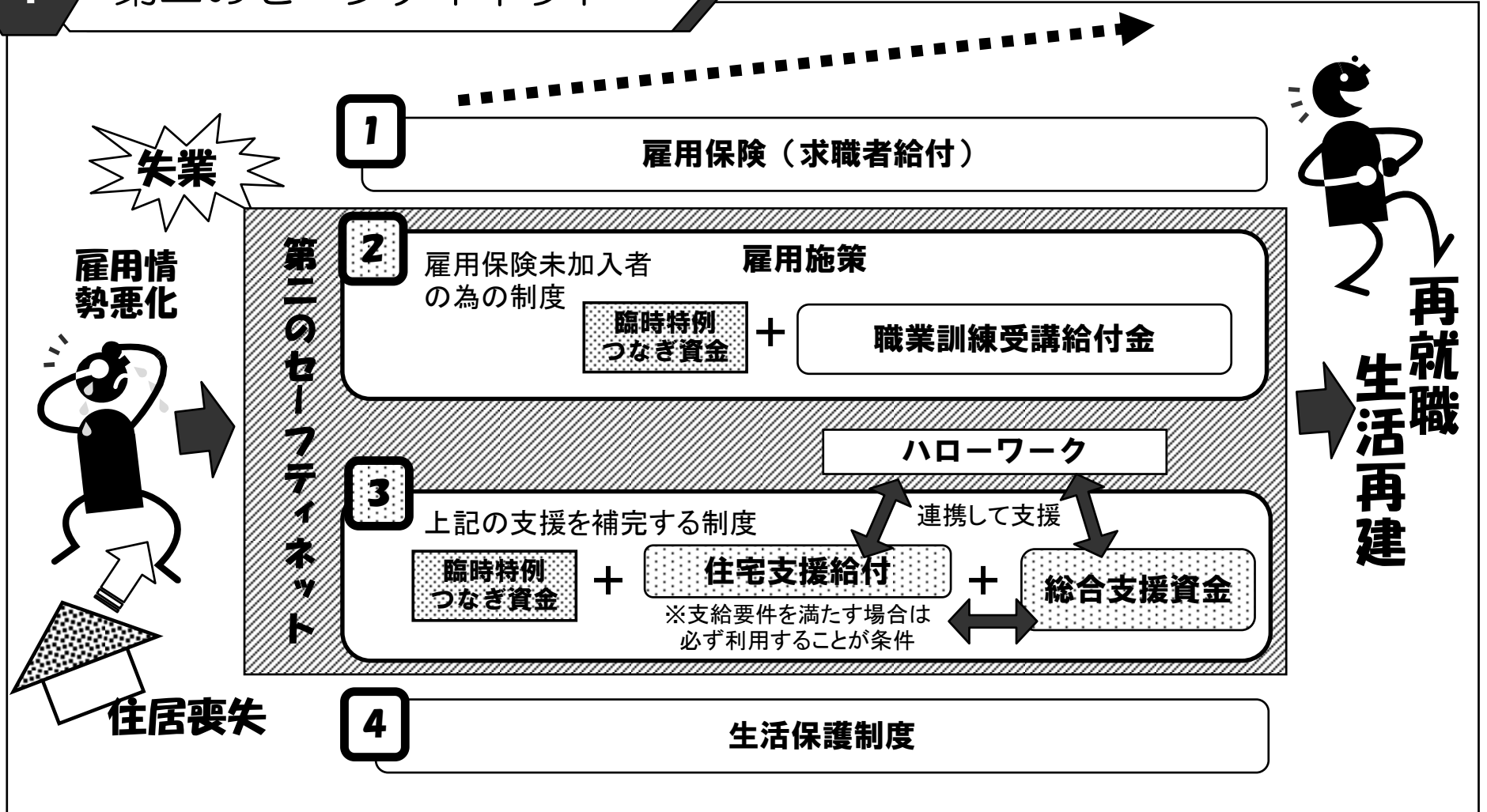


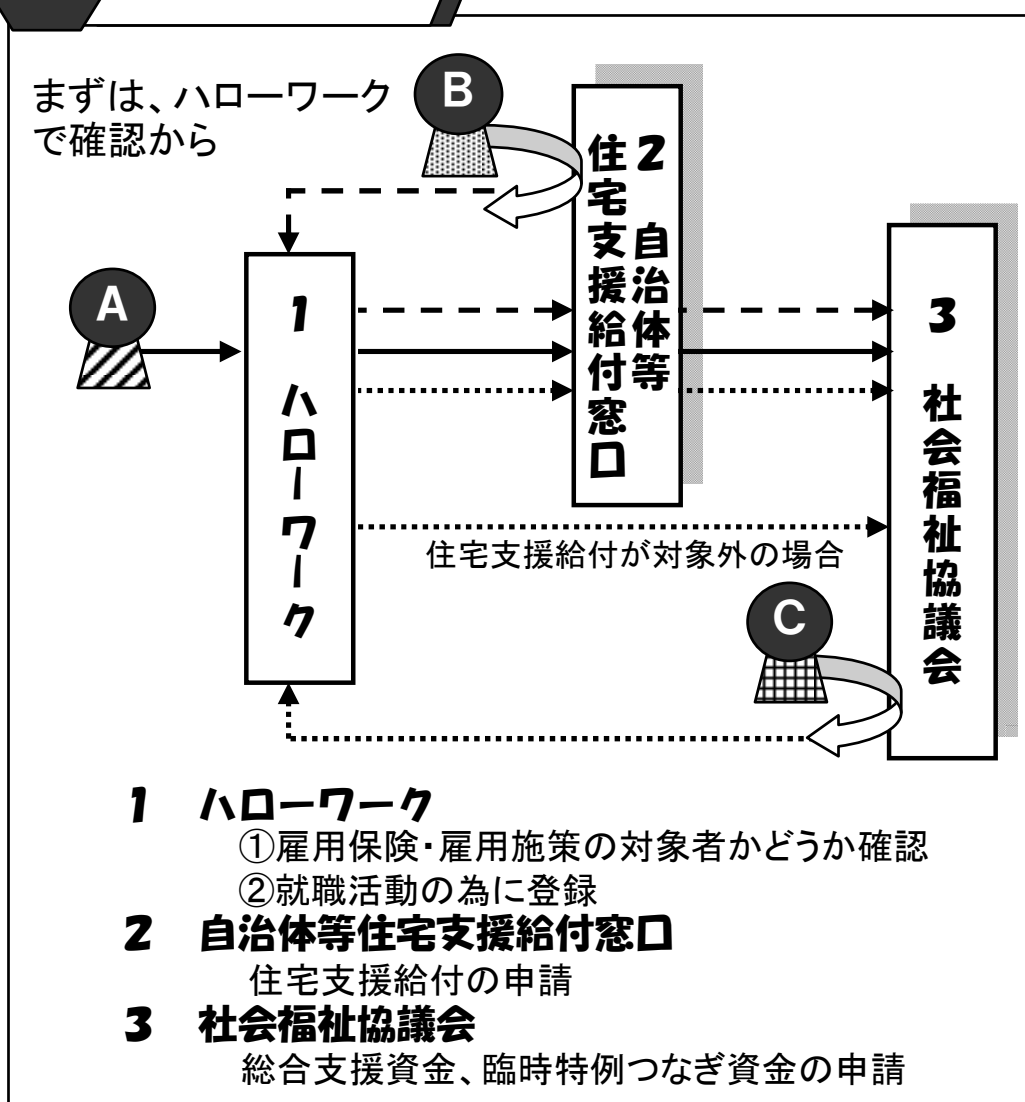
失業・住居喪失等の状況から生活再建をめざす方へ 第二のセーフティネットのご案内

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

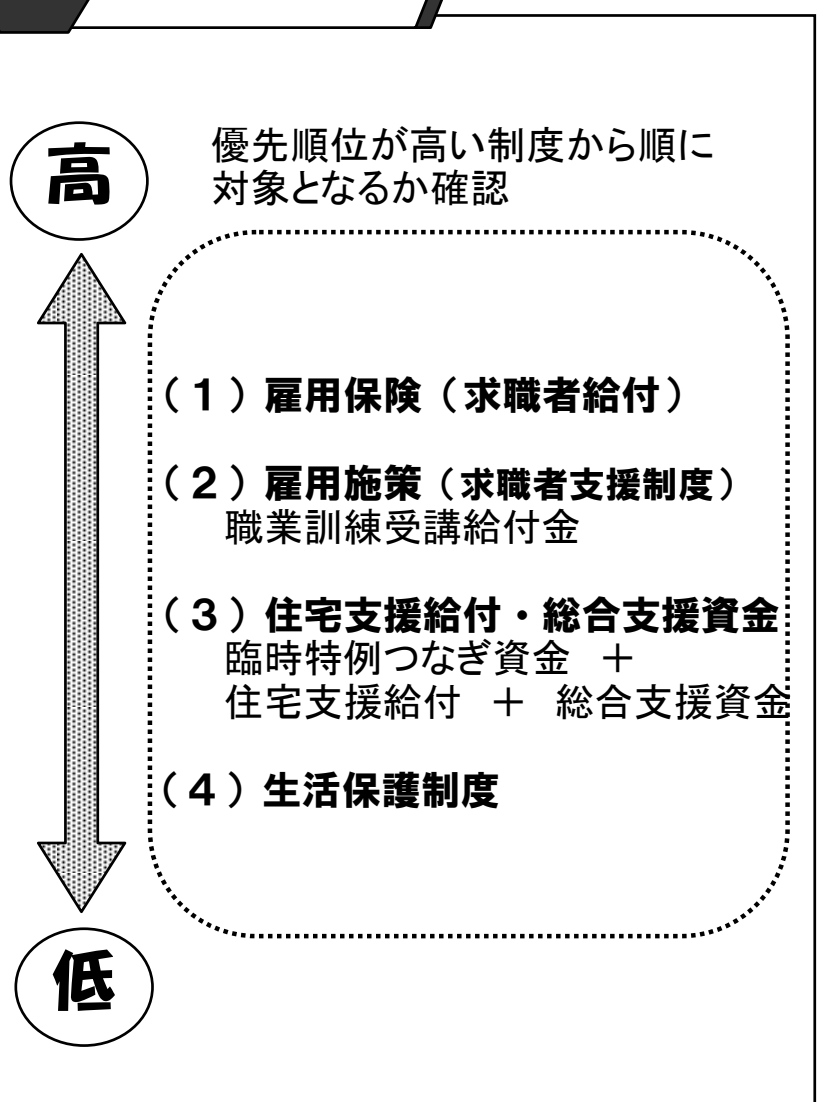
1 第二のセーフティネット



2 利用手順



3 優先制度





START

第二のセーフティネットを利用するには...



※各制度は対象者の要件が異なります

GOAL

1 ハローワークへ

居住地、または居住予定地のハローワークへ

A 求職申込み

B 雇用保険・雇用施策等の確認

①雇用保険受給資格はあるか

なし あり

②雇用施策の対象になるか

対象外

対象

利用する

利用しない

すぐに就職活動

③住宅支援給付の対象となる可能性があるか

可能性なし

可能性あり



総合支援資金を利用する際、住宅支援給付事業の支給要件を満たす場合は必ず住宅支援給付を利用することが条件

★ハローワークで記載してもらおう書類

上記のA及びB①②の確認状況について記載してもらい、住宅支援給付の窓口又は社会福祉協議会に持参する。

最初にハローワークに行った場合

⇒「住宅支援給付・総合支援資金連絡票」

最初に住宅支援給付窓口・社会福祉協議会に行った場合

⇒「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」

ハローワーク

雇用保険（求職者給付）

※給付金額が少なく対象要件にあえば、住宅支援給付の併用もあり得る

雇用施策

職業訓練受講給付金

雇用保険を受給できない方が、ハローワークの支援指示を受けて職業訓練を受講する場合で、一定の要件を満たす場合に支給される給付金。

【給付】

職業訓練受講手当：月額10万円、通所手当：通所経路に応じた所定の額（上限額あり）

【貸付】【求職者支援資金融資】

単身：上限月額5万円、同居配偶者等（※）がいる場合：上限月額10万円（※）同居または生計を一にする別居の配偶者、子、父母が該当

2 住宅支援給付の窓口へ

離職者であり、就労能力及び就労意欲のある方の内、住宅を喪失又は喪失する恐れのある方を対象とした住宅支援給付の支給と、住宅及び就労機会の確保に向けた支援。

【支給額（家賃補助）】

単身者 月収8.4万円以下 53,700円を上限
月収8.4万円以上 支給額＝8.4万円－（月収－家賃額）
複数世帯 月収17.2万円以下 69,800円を上限
月収17.2万円以上（3人以上世帯のみ）
支給額＝17.2万円－（月収－家賃額）

※家賃額は住宅支援給付基準額が上限

【支給期間】3ヶ月間が上限。

※ただし、就職活動を誠実に継続していた場合は、3ヶ月間延長可。さらに、生活保護受給者等就労自立促進事業（仮称）を継続利用している場合は、3ヶ月間に限り再延長可能。

住宅支援給付事業（H25.4改正）

【対象者の要件】

- ・申請時に離職後2年以内の者及び65歳未満の者
- ・離職前に主たる生計維持者であった方
- ・就労能力及び常用就職意欲があり、ハローワークに求職申込みを行う方
- ・離職により住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方
- ・申請月の申請者及び生計を一とする同居の親族の収入の合計額が、単身：月8.4万円＋家賃額（住宅支援給付基準額が上限）未満、2人世帯：月17.2万円以内、3人以上世帯：月17.2万円＋家賃額（住宅支援給付基準額が上限）未満
- ・預貯金が単身：50万円、複数世帯：100万円以下

臨時特例つなぎ資金

対象：住居喪失の離職者

【貸付の要件】

- ・公的給付制度が受理されており、かつ当該給付等までの生活に困窮している方
- ・本人名義の金融機関の口座を有している方

【貸付内容】

10万円以内、無利子、連帯保証人不要
※公的給付等を申請する際に各窓口にて相談

3 社会福祉協議会へ

総合支援資金

生活支援費

生活再建に向け就職活動を行う間の生活費

【貸付限度額】

単身：月額15万円以内の必要額

複数世帯：月額20万円以内の必要額

【貸付期間】原則6か月以内（初回申請期間は原則3か月以内とし、状況により延長可）

住宅入居費

敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶ為に必要な経費

【貸付限度額】40万円以内の必要額

※住宅支援給付の支給決定を受けて、不動産業者等に直接一括交付

一時生活再建費

低家賃住宅への転居費用、公共料金等滞納の支払い費用、等

【貸付限度額】

60万円以内の必要額

福祉事務所

生活保護制度

再就職・生活再建

明らかに総合支援資金の対象とならない方

★下記の場合は、総合支援資金を利用することはできません。

他の制度利用による生活再建について、ハローワークや福祉事務所でご相談ください。
また、下記に該当しない場合でも、詳しく状況を確認した結果、貸付対象とならないこともあります。
お住まいの区市町村の社会福祉協議会でご相談いただき、貸付要件の確認をすることになります。

- 常用就職をめざして就職活動を行うことが不可能、又はその予定がない方
- 同一の仕事による就労収入で生計維持していた期間が6か月未満の方
- 6か月以上継続して就労し、生計維持していた仕事を離職してから2年以上経っている方
- 「住宅支援給付」の支給要件を満たすのに利用しない方
- 自営業または会社等経営者の方
- 多額の負債がある方
- 失業給付の受給中、及び受給資格がある方
- 生活保護受給中、及び受給後就労自立していない方
- 公的年金受給中、及び受給資格がある方
- 職業訓練受講中、及び今後受講予定がある方
- 離職者支援資金又は総合支援資金を12か月借入れ、完済していない方
- 社会福祉協議会が債権者である貸付制度の連帯保証人および世帯員の方
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員である者が属する世帯の方

★貸付対象世帯については、別途「総合支援資金を利用して生活再建に向けた取り組みをされる方へ」をご覧ください。ここでは、明らかに対象外の方について記載しています。

一相談先一

★お住まいの地域 または これから住む予定の地域の相談先は…

ハローワーク

住宅支援給付の窓口

社会福祉協議会